

農業経営改善計画認定要領運用細則

1. 要領第2の認定を受けようとする者は、農業によって自立しようとする意欲と能力及び農機具等の装備されているか、装備されることが確実なこと。
2. 要領第2の判断基準は、次のとおりである。
 - ア「農業経営の規模」は、計画における規模が農業基本構想に沿うこと。また、農業基本構想で設定した規模を下回る場合や定めのない営農類型であっても、所得水準等で目標の達成が確実な場合。
 - イ「生産方式」は、農業基本構想で設定した生産方式に概ね準拠している場合
 - ウ「経営管理の方法」は、申請者が改善に努め、当該目標に向かって努力を続ける場合
 - エ「農業従事の態様」は、申請者が改善に努め、当該目標に向かって努力を続ける場合
3. 認定を受けた者が、農業者年金に係る経営移譲を後継者に行う場合は、その経営移譲する前年において後継者は認定の申請を行うものとし、認定された場合は速やかに利用権の移譲を行うものとする。
4. 要領第3の「農業経営改善計画」には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 農業経営の現状
 - (2) 農業規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などの目標
 - (3) 前号の目標を達成するために取るべき措置
 - (4) その他必要と認める事項
5. 要領第4の幹事会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 知多農業協同組合の担当職員
 - (2) 県農業改良普及センターの担当職員
 - (3) 市の担当職員
 - (4) その他必要と認める関係者
6. 要領第5の「再認定」の手続きは、要領第3及び要領第4の規定に準じて行うものとする。
7. 要領第6の「認定の取消」にあたっては、本人の申出を除いて要領第4の規定に準じて行うものとする。

附 則

1. この運用細則は、認定要領と同時に施行する。
2. この要領に定めのない事項が生じたときは、市長が別に定める。